

# 福岡市公報

令和2年6月22日 第6684号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| 目次                                | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| ○福岡市海づり公園条例施行規則の一部改正 (第77号) …………… | 1   |
| 告 示                               |     |
| ○地縁による団体の代表者の変更 (第202号) ……………     | 2   |
| 公 告                               |     |
| ○開発行為に関する工事の完了 (第147号) ……………      | 3   |

## 規 則

福岡市海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第77号

福岡市海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市海づり公園条例施行規則（昭和60年福岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる」の次に「施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 海洋釣堀以外の施設 次に掲げる月の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりする。

ア 4月 午前6時から午後7時まで

イ 5月から8月まで 午前6時から午後8時まで

ウ 9月 午前6時から午後7時まで

エ 10月 午前6時から午後6時まで

オ 11月 午前7時から午後6時まで

カ 12月 午前7時から午後5時まで

キ 1月から3月まで 午前7時から午後6時まで

第2条第2項第1号中「7月及び8月を除く。）。ただし、火曜日」を「その日」に、

「翌日」を「日後において最初の休日でない日）」に改める。

第4条中「の各号」を削り、同条第2号中「70人」を「50人」に改める。

第5条中「の各号」を削り、同条第4号中「4本」を「3本」に改める。

第6条中「(様式第4号)」を削る。

第8条第1項中「(様式第5号)」を削る。

第10条中「(様式第6号)」を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(申請書等の様式)

第14条 この規則の規定による申請又は指定に関し作成する申請書又は指定書の様式については、市長が別に定める。

別記様式第4号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

告 示

福岡市告示第202号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和2年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

| 区 分              | 名 称        | 代表者の住所及び氏名                     |
|------------------|------------|--------------------------------|
| 変更前              | 勝馬町内会      | 福岡市東区大字勝馬1601-2番地<br>鍋島 喜代俊    |
| 変更後(平成30年4月15日付) |            | 福岡市東区大字勝馬582番地<br>小園 良照        |
| 変更後(令和2年3月1日付)   |            | 福岡市東区大字勝馬375番地<br>蒲地 秀美        |
| 変更前              | よろい坂ハイツ自治会 | 福岡市東区香椎駅前三丁目27番1103号<br>平川 富一郎 |
| 変更後              |            | 福岡市東区香椎駅前三丁目27番2501号<br>田中 勇   |

---

公 告

---

福岡市公告第147号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福岡市東区蒲田三丁目742番1及び742番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
柳川市下宮永町568番地  
株式会社 キョーワ  
福岡市東区蒲田三丁目9番70号  
株式会社 九州丸和ロジスティクス

